

○厚生労働省告示第三百八十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年十一月二十五日から適用する。

令和三年十一月二十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後							改正前								
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード		
(略)							(略)								
1933から 1966まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ニボルマブ、ペムブ ロリズマブ、アテゾ リズマブ、デュルバ ルマブ、ラムシルマ ブ、ペバシズマブ、 ペメトレキセドナト リウム、クリゾチニ ブ、アレクチニブ塩 酸塩、セリチニブ、 ロルラチニブ、エヌ トレクチニブ、テボ チニブ塩酸塩、カブ マチニブ塩酸塩、プ リグチニブ、ラロト レクチニブ硫酸塩、 セルベルカチニブ、 オシメルチニブメシ ル酸塩、ゲフィチニ ブ、アファチニブマ レイン酸塩、エルロ チニブ、ダコミチニ ブ、カルボプラチン +パクリタキセル、 化学療法、放射線療 法、G005、J045なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ニボルマブ、ペムブ ロリズマブ、アテゾ リズマブ、デュルバ ルマブ、ラムシルマ ブ、ペバシズマブ、 ペメトレキセドナト リウム、クリゾチニ ブ、アレクチニブ塩 酸塩、セリチニブ、 ロルラチニブ、エヌ トレクチニブ、テボ チニブ塩酸塩、カブ マチニブ塩酸塩、プ リグチニブ、ラロト レクチニブ硫酸塩、 オシメルチニブメシ ル酸塩、ゲフィチニ ブ、アファチニブマ レイン酸塩、エルロ チニブ、ダコミチニ ブ、カルボプラチン +パクリタキセル、 化学療法、放射線療 法、G005、J045なし
							(略)	(略)						(略)	(略)
							6あり	クリゾチニブ、アレ クチニブ塩酸塩、セ リチニブ、ロルラチ ニブ、エヌトレクチ ニブ、テボチニブ塩 酸塩、カブマチニブ 塩酸塩、プリグチニ ブ、ラロトレクチニ ブ硫酸塩、セルベル カチニブ、オシメル チニブメシル酸塩	(略)	(略)				6あり	クリゾチニブ、アレ クチニブ塩酸塩、セ リチニブ、ロルラチ ニブ、エヌトレクチ ニブ、テボチニブ塩 酸塩、カブマチニブ 塩酸塩、プリグチニ ブ、ラロトレクチニ ブ硫酸塩、オシメル チニブメシル酸塩
							(略)	(略)						(略)	(略)
(略)							(略)								
3012から 3020まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	インフリキシマブ、 ガンマグロブリン、 リツキシマブ、トシ リズマブ、ペリムマ ブ、アダリムマブ、 J039、ボセンタン (錠剤に限る。)、 J038 (4に限 る。)、G005、J045 なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	インフリキシマブ、 ガンマグロブリン、 リツキシマブ、トシ リズマブ、ペリムマ ブ、アダリムマブ、 J039、ボセンタン (錠剤に限る。)、 J038 (4に限 る。)、G005、J045 なし
							(略)	(略)						(略)	(略)
(略)							(略)								
3212から 3214まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	カナキマブ、タ ファミジスメグルミ ン、パチシランナト リウム、タファミジ スなし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	カナキマブ、タ ファミジスメグルミ ン、パチシランナト リウムなし
							あり	カナキマブ、タ ファミジスメグルミ ン、パチシランナト リウム、タファミジ ス	(略)	(略)				あり	カナキマブ、タ ファミジスメグルミ ン、パチシランナト リウム
							(略)	(略)						(略)	(略)
(略)							(略)								

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
	薬剤	番号		薬剤	番号
(略)			(略)		
20	<u>ボルテゾミブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	3575	20	<u>ボルテゾミブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	3575
	<u>ボルテゾミブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	3212及び3214			

(略)		
40	ポサコナゾール（錠剤に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年1月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1692から1694まで、 1698、3512、3521、 3531、3534、3537から 3539まで、3548、 3563から3566まで、 3569、3572、3576、 3578、3580、3584、 3586、3973及び3977
	ポサコナゾール（注射薬に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年1月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1694から1696まで、 1699、1700、3513、 3514、3517、 3522から3524まで、 3532、3535、 3538から3542まで、 3550から3555まで、 3564から3566まで、 3571から3573まで、 3577から3579まで、 3581から3583まで、 3588から3590まで、 3975及び3981
	ポサコナゾール（錠剤に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3979
	ポサコナゾール（注射薬に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2181から2183まで及び 3979から3981まで

(略)		
40	ポサコナゾール（錠剤に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年1月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1692から1694まで、 1698、3512、3521、 3531、3534、3537から 3539まで、3548、 3563から3566まで、 3569、3572、3576、 3578、3580、3584、 3586、3973及び3977
	ポサコナゾール（注射薬に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年1月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1694から1696まで、 1699、1700、3513、 3514、3517、 3522から3524まで、 3532、3535、 3538から3542まで、 3550から3555まで、 3564から3566まで、 3571から3573まで、 3577から3579まで、 3581から3583まで、 3588から3590まで、 3975及び3981

(略)		
95	<p>ドラツムマブ（遺伝子組換え）・ボルヒアルロニダーゼアルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	3575
	<p>ドラツムマブ（遺伝子組換え）・ボルヒアルロニダーゼアルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	3212及び3214
(略)		
99	<p>ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年5月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	3072
	<p>ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	3061
	<p>ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	3061

(略)		
95	<p>ドラツムマブ（遺伝子組換え）・ボルヒアルロニダーゼアルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	3575
(略)		
99	<p>ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年5月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	3072

118	ソマプシタン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年1月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3180及び3182
119	アバルグルコシダーゼ アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3198
120	エンホルツマブ ベドチン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3248、3249、3252、 3255、3258、3259、 3263、3266、3267及び 3271
121	3-ヨードベンジルグアニジン（ ¹³¹ I）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3131、3133、3167及び 3171
122	ダルバドストロセル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2704から2714まで

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)